

奈良市幼保再編及び国の子ども・子育て関連3法に関するQ&A（よくある質問と回答）

【1. 幼保再編に関して】

（注）※新たな「幼保連携型認定こども園」は国の子ども・子育て関連3法に基づき、国の枠組みで述べるときはそのままの用語として使用し、奈良市幼保再編においては「（仮称）奈良市立こども園」と表記します。

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
1-Q1	幼保再編を実施するメリットとデメリットは何ですか。	幼保再編は、近年の女性の社会進出の高まりや核家族化の進行等を背景に保育ニーズが多様化し、幼稚園の就園率が低下している一方で、保育所に入れない待機児童が増加しているという課題に対し、それぞれの機能のよいところを併せ持つ施設として幼保を一体化することで、その解決につながることを期待されています。メリットとしては保護者のニーズに応じた施設となり、子どもを生み育てやすい環境に寄与します。一方デメリットとしては、再編に伴う就園施設がこれまで就園していた場所から遠くなることが考えられます。
1-Q2	幼保再編になると今通っている幼稚園や保育所はどうなるのでしょうか。	（注）※新たな「幼保連携型認定こども園」（「（仮称）奈良市立こども園」）の配置については、市内を7つのゾーン、22の中学校区に分けて地域の保育需要や地理的事情を勘案して検討します。再編を実施する市立幼稚園と保育所については、閉園も含めた今後の利活用を検討しながら進めてまいります。幼保再編の対象となるのは市立の施設のみで、現在ある民間保育所及び国私立幼稚園が認定こども園への移行を希望されない場合は従前と変わらず運営されます。
1-Q3	地区ごとに幼保連携型認定こども園にするか、保育所にするか、幼稚園にするかなど、どこに通うか選択できるのですか。	市立幼稚園・保育所は全て「（仮称）奈良市立こども園」へ移行しますが、民間保育所及び国私立幼稚園は認定こども園へ移行を希望しない場合は、そのままの保育所・国私立幼稚園として残ることが考えられます。施設定員はありますが、選択の際に園区はありませんので、どの施設についても保護者の希望による施設の選択が可能となります。
1-Q4	園の適正規模とは何ですか。	例えば、園児数が極端に少ない場合、集団教育としての学びが難しくなることから、「（仮称）奈良市立こども園」の1施設あたりの児童数は、90人から170人程度を標準として、育ち合い、学び合い、仲間づくりなどの面で、それぞれの年齢に応じた適切な集団の規模になるよう検討しています。
1-Q5	小規模の市立幼稚園・保育所は統廃合されてしまうのでしょうか。	本市は市域が広く、地域によって実情やニーズに違いがあります。また、人口減少地域においてはこれまでの家庭的な雰囲気なかで、一人ひとりに行き届いた保育のニーズもあることから、「（仮称）奈良市立こども園」等と連携した、小規模保育事業（6人～19人の規模での保育）や家庭的保育事業（5人以下での保育）など、市が条例で定め、実施の方法等についても検討します。
1-Q6	再編により園が移行される間の在籍状況はどうなるのでしょうか。	再編される施設については、早い段階でお知らせし、園児募集や入所の受付時点での広報に努めますが、在籍されている園児がいる場合は、卒園や移行がスムーズになる学年末まで在籍することになります。
1-Q7	自分の通う幼稚園や保育所がどういう形で再編されていくのか知りたいのですが、いつ実施がわかるのですか。	今年度末を目途に、一定の方針となる、「幼保再編実施計画」を策定して、その中で具体的な再編について計画する予定です。計画案ができましたら、市民の皆様にも市の広報誌「しみんだより」や市のホームページ等でお知らせする予定です。

1-Q8	幼保連携型認定こども園になった場合、幼稚園と保育所のどちらの施設を使うのですか。	市立幼稚園・保育所では耐震基準を満たすための耐震工事を順次進めていますが、施設そのものの老朽化が進んでいる市立幼稚園・保育所も少なくありません。一方で少子化に伴い園児の減少した市立幼稚園では、余裕教室が増えています。こうした現状を踏まえ、「(仮称)奈良市立こども園」として使用する施設については、現状の幼保施設の収容能力や立地条件、改修の必要性等も踏まえて総合的に判断し決定します。
1-Q9	現在の幼稚園や保育所が再編されて、これまで通園していた場所より遠くなってしまふ場合、通園方法はどのようになりますか。	再編に伴い通園が困難になった場合、施設の立地条件や通園距離等地域の状況を総合的に判断して通園の方法を検討してまいります。
1-Q10	通常の市立幼稚園を認定こども園ではなく、3年保育の幼稚園にしてもらうことはできないのですか。	本市の市立幼稚園36園すべての園で同時に3年保育を実施することは、財政的な負担が大きく、行政効率を考慮することや国私立幼稚園との連携を図る必要もあります。そこで市立園を「(仮称)奈良市立こども園」に再編することによって、3年保育を実施できるように考えています。
1-Q11	幼保連携型認定こども園になると、3歳から必ずどこかの園に所属しなければならないのですか。	保育所は保育を必要とする就学前児童のための児童福祉施設であり、幼稚園は、満3歳以上の就学前児童に対して、学校教育の始まりを担う教育施設とされており、義務教育と規定されているものではありません。「(仮称)奈良市立こども園」においても、その基本的な考え方が変わるものではないことから、家庭での教育・保育を大事にさせていただくとともに、子どもの成長に合わせて4歳児や5歳児からの入園も可能です。 また、子育て支援として実施している、未就園児クラスや親子登園などを利用していただくことも可能です。

【2. 幼保連携型認定こども園への移行に伴う待機児童について】

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
2-Q1	幼保連携型認定こども園になると待機児童を解消することができますか。	本市で現在進めていますのは、民間保育所の新設、増改築等による保育所定員の拡大で、平成21～24年度で483名の定員増を行うとともに、平成25年度には民間保育所3園を新設する予定で、さらに270名の定員増を行う準備を進めています。 しかし、民間保育所の新設、増改築だけでは、早期の待機児童解消が困難なことや、地域の保育需要に応じた柔軟な対応も必要になること、また将来的には少子化がより一層進行することが予測されるため、施設数が過剰になる可能性も想定して、幼保再編による施設整備とあわせて、「家庭的保育事業」等の規模の小さな保育サービスの制度についても検討を行い待機児童の解消に努めます。
2-Q2	「家庭的保育事業(保育ママ)」とはどのような制度ですか。	「家庭的保育事業」とは、家庭的保育者(いわゆる保育ママ)が自宅の居室などを保育室として使い、保育を必要とする主に0歳～2歳児を預かる制度です。本市で実施する場合の質の担保については、家庭的保育者に保育士有資格者を充て、幼稚園の余裕教室等も利用しながら、保護者の方が安心して預けられる仕組みを検討します。

【3. 幼保連携型認定こども園の運営に関して】

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
3-Q1	幼保連携型認定こども園になると、0歳から5歳児の入園資格はどうなるのですか。	「（仮称）奈良市立こども園」における入園資格は、保護者の就労等の状況により「短時間利用児」と「長時間利用児」という区分に分かれ、保育の必要量の認定により得られます。「短時間利用児」（3歳児から5歳児）はこれまでの幼稚園児に該当し、「長時間利用児」（0歳児から5歳児）はこれまでの保育所児に該当します。なお、「短時間利用児」は、子育て支援として教育時間終了後の預かり保育を利用していただくことができます。
3-Q2	これまでの保育時間はどう変わりますか。	「市立幼稚園型認定こども園（富雄南・左京幼稚園）」での基本的な運営時間は「短時間利用児」は8時40分から14時まで、「長時間利用児」は8時40分から18時までです。また「市立保育所型認定こども園（都祁保育園）」での基本的な運営時間は「短時間利用児」は8時40分から14時まで、「長時間利用児」は7時30分から18時30分までとしています。「（仮称）奈良市立こども園」では、これらの運営状況を考慮して保育時間を検討していきます。
3-Q3	再編後の保育料はどうなるのですか。	保育料に関しましては、国の子ども・子育て関連3法において、新制度の適用を希望しない私立幼稚園を除く、認定こども園、幼稚園、保育所において国が定める額を基に、市町村が公定価格を決定する仕組みになっています。具体的な金額につきましては、国において現在の利用者負担の水準等を調査し、今後引き続き検討することとされており、本市では、国が定める額の決定を基に利用区分に応じた保育料を検討します。
3-Q4	保護者の役割や行事、育友会活動などは幼保一体化するとどうなるのですか。	現在の「市立幼稚園型認定こども園（富雄南・左京幼稚園）」及び「市立保育所型認定こども園（都祁保育園）」においても、保護者の就労等により長時間保育を必要とする子と、短時間利用の子が同じクラスに在園していることから、これまでの行事や活動を精選して実施しています。また、その保護者の役割についても小学校を参考にしながら、PTAや育友会活動の見直し等がなされています。
3-Q5	幼保連携型認定こども園では、未就園児に対しても子育て支援のサービスは実施されるのですか。	幼保再編で「（仮称）奈良市立こども園」に移行することにより、未就園児保育や子育て相談など「地域の子育て支援の拠点」としての取組を充実させます。
3-Q6	幼保連携型認定こども園に再編されると、給食は実施されるのですか。	現在、市立幼稚園では週5日のうち、4日は弁当を持参しています。一方市立保育所では給食を実施しています。また、「市立幼稚園型認定こども園（富雄南・左京幼稚園）」では月曜日のみ弁当持参で週4日の給食を実施しています。「市立保育所型認定こども園（都祁保育園）」では市立保育所と同様に給食を実施しています。「（仮称）奈良市立こども園」では、これまでの経緯を踏まえながら基本的には給食を実施することを検討しています。
3-Q7	給食が実施される場合の、実施方法はどうなるのでしょうか。	現在、「市立幼稚園型認定こども園（富雄南・左京幼稚園）」では、外部から搬入された給食を、園に設置された調理室で加熱処理する、クックチル方式の給食システムを採用しています。また、「市立保育所型認定こども園（都祁保育園）」及び市立保育所では自園調理による給食を提供しています。「（仮称）奈良市立こども園」の給食施設については、これまでの経緯を踏まえながら、それぞれの施設に応じた効率的な運営ができ、質の確保された給食を提供する視点に立って検討してまいります。また、「（仮称）奈良市立こども園」で給食が実施される場合、利用時間の長短に関わらず、園児は同じ給食を食べることになります。

【4. 幼保連携型認定こども園のカリキュラムと職員について】

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
4-Q1	幼保連携型認定こども園になることで、幼稚園の教育の質が下がったり、保育所での保育の質が下がったりということはないのでしょうか。	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼保を一体化することによって、0歳児から5歳児の子どもたちが、お互いに生活を身近に感じたり触れ合ったりすることで体験の幅を広げていきます。そのため、「(仮称)奈良市立こども園」については、幼稚園と保育所のノウハウを補完し合い、それぞれのよいところを併せ持つ施設として、教育・保育の質を低下させることのないよう努め、いわゆる早期教育ではない、発達段階をおさえた保育内容や指導の充実を通してより質の高い教育・保育を提供していきます。
4-Q2	幼保連携型認定こども園に再編された場合、教育内容はどのようなものになるのですか。	<p>現在、幼稚園での教育は文部科学省の定める「幼稚園教育要領」に、保育所での保育については、厚生労働省の定める「保育所保育指針」に基づきそれぞれ実施されていますが、就学前児童の教育・保育という観点から、この2つは内容が限りなく近づいています。そしてさらに、国の子ども・子育て関連3法において、新たな「幼保連携型認定こども園」の具体的な制度設計の中で「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)」の策定が検討されることとなっております。</p> <p>本市では幼稚園と保育所の違いにより、小学校就学時に影響がでないよう、これまでも双方の子ども観、保育観の共通認識を深め、「奈良市立幼稚園・保育園・認定こども園 教育・保育カリキュラム」を共通のモデルカリキュラムとして作成し、各園に参考資料として配布しました。現在、いずれの市立幼稚園、保育所及び認定こども園においても、目指すべき教育・保育の基盤となる共通のカリキュラムとして活用しています。今後、国の動向も踏まえ、本市の教育・保育がより豊かになるようさらに見直していきます。</p>
4-Q3	幼保連携型認定こども園になることで、小・中学校との連携はどうなりますか。	幼児期から児童期への円滑な接続のために、職員がそれぞれの生活や授業、子どもの姿を知ることが大切であると考え、小学校の研究授業の参観や合同研修を実施するなかで、指導方法や指導形態、幼児期の経験がどう学習につながっているのかを共通理解することなどの取組を行っています。今後もさらにこういった取組を充実させることで、成長の過程を踏まえた連携を推進していきます。
4-Q4	障がいのある子どもの教育・保育については、どのように質を担保してもらえるのですか。	障がいや発達上の課題が見られる子どもの教育・保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、個別の指導計画をたて、適切な環境と十分な配慮のもとに教育並びに支援を目指して取り組んでいます。幼保連携型認定こども園に再編することによって0歳からの発達を見通し、障がいのある子どもが他の子どもと日常生活を通して共に成長できるようにしていきます。そのため一層専門機関との連携を深め、職員配置の充実についても検討します。
4-Q5	幼保連携型認定こども園になると、幼稚園教諭と保育士の配置はどうなるのですか。	国の子ども・子育て関連3法におきましては、新たな「幼保連携型認定こども園」には、幼稚園教諭の免許と保育士資格を併有する「保育教諭(仮称)」を置くこととされており、保育士と幼稚園教諭の処遇の改善、資格の一本化も検討するとされています。本市におきましても、平成23年度の採用試験から両方の資格を有することを受験資格としており、今後も国の動向を踏まえて、処遇や配置について検討してまいります。また、障がいのある子どもの教育・保育については、専門機関と連携しながら、適正な配置ができるよう検討してまいります。

国の子ども・子育て関連3法に関するQ&A（よくある質問と回答）【2012.9 内閣府説明会添付資料より抜粋】

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
Q1	新制度によって何が変わりますか？新制度によって何がよくなるのでしょうか？	<p>新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものです。</p> <p>幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化することなどにより、認定こども園制度における二重行政の解消を行い、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を創設することにより、財政措置の充実を行います。</p> <p>また、自治体の裁量によって必要があるのに認可しないということがないよう、一定の基準を満たせば認可する仕組みとすることにより、質を確保しながら、保育等の量を増やし、待機児童問題の解消を目指します。</p>
Q2	新制度になると、学校教育の質も、保育の質も、低下するのではないのでしょうか。	<p>学校教育・保育の質を低下させることはしません（今の基準は維持し、職員配置基準等について引き上げを検討します）。</p> <p>質を確保するために、認可基準を満たして認可を受けた施設・事業者のみが、市町村の確認を受けることで公費を受けられる仕組みとし、きちんとした施設や事業であることを、行政がしっかりチェックします。</p> <p>また、保護者もチェックできるよう、情報を開示していく仕組みを作ります。</p>
Q3	そもそも新制度にせず、現在の仕組みのままでも公費負担を増やせば待機児童問題は解消できるのではないのでしょうか。	<p>現在の認可制度は、認可権者に広範な裁量権があるため、基準を満たす施設であっても認可されないことがあります。新制度では、必要があるのに認可しないということがないよう、認可基準や欠格事由を明示し、これらを満たす場合は原則として認可するものとして、認可制度の透明化を行うことで、保育所等が大都市部での保育需要の増大に機動的に対応できるようにします。</p> <p>また、小規模保育などの多様な保育も市町村が認可する事業とし、財政支援を拡充（地域型保育給付を創設）します。その上で、市町村が潜在ニーズも含めた需要を確実に把握し、それに対応した学校教育・保育の計画的整備に取り組むなど、速やかに待機児童を解消できる仕組みにすることにしています。</p>
Q4	新制度では、子どもの健全な育成にとって必要な「最低基準」が自治体任せとなり、保育士の配置や部屋の面積などが今の認可基準よりも低い水準に設定され、資格を持つ保育士が減ったり、子どもの詰め込みが生じたりするのではないのでしょうか？	<p>新制度では、市町村がニーズを踏まえ、地域の実情に応じた給付・事業を組み合わせる計画的に提供していく仕組みを検討しています。</p> <p>もちろん、学校教育・保育の質の確保は、子どもが育つ環境を保障していく上で重要であり、人員配置や面積などについては、子どもが健やかに成長するために必要とされる全国的な水準（ナショナルミニマム）を担保するため国が基礎となる基準を作りますので、今よりも低い基準に設定されることはありません。</p>
Q5	新制度では、児童福祉法第24条の市町村が保育を実施する義務はどうなりますか。市町村の責任が後退することはないのでしょうか。	<p>児童福祉法第24条第1項に規定する保育所での保育に関しては、新制度の下でも、引き続き、現在の制度と同様に市町村が保育の実施義務を担います。</p> <p>民間保育所に関しては、現在と同様、保護者が市町村と契約し、費用は市町村から委託費として支払われ、保育料の徴収も市町村が行うこととなります。</p> <p>また、市町村は認定こども園や小規模保育などについても、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないなど、市町村の責任が後退することなく、保護者が安心して保育を利用できる仕組みになります。</p>

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
Q6	どのような働き方の親の子どもでも、子どもの健やかな成長に必要な学校教育が受けられるのでしょうか。	<p>従来から、保育所保育指針と幼稚園教育要領の整合性の確保を進めてきており、3歳以上の子どもに関する教育内容は、既に相当程度、共通のものになってきています。</p> <p>新制度では、保育所でも、一定の要件を満たすことにより、幼保連携型認定こども園の認可を受けて、学校と児童福祉施設としての法的位置づけを持つことができますので、今後、保育所等から幼保連携型認定こども園への移行を促進し、より多くの保育所が学校教育としての位置付けの下で教育を行うことが出来るよう努め、どのような働き方の親の子どもについても、学校教育が受けられる環境を目指していきます。</p>
Q7	新制度では、保育の必要性を客観的に認定する仕組みを導入するとしていますが、今の制度と何が違いますか。	<p>これまでは「保育に欠ける」判定と、保育所への入所の可否の決定を同時に行う仕組みでした。</p> <p>新制度では、保育所への入所判定から独立した手続きとして、教育・保育を受けたいすべての保護者の申請に基づいて、市町村が、子ども1人1人について、保育の必要性の認定を、客観的基準に基づいて行うこととなります。</p> <p>認定を受けることで、保育の必要性の有無、保育の必要量など、子どもの状況に応じた認定内容が記載された認定証が交付されるため、原則として、保護者の方が、その認定証を持って、ニーズに応じた施設等の利用を申し込むこととなります。</p>
Q8	待機児童が多い中で、今は市町村との契約となっている仕組みを、事業者と利用者との直接契約としたら、園が決まるまでいくつも申込みをしたり、今よりもっと大変になるのではないのでしょうか。また、立場の弱い子供にしわ寄せが生じるのではないのでしょうか。	<p>認定こども園をはじめ、家庭的保育、小規模保育といった多様な保育など、保育のメニューや量を増やします。保育を利用するときには、市町村が広く情報を提供し、相談に対応するなど、きちんと支援します。</p> <p>また、すべての市町村で、園をいくつも回らなくてもいいよう、市町村が、これまでと同様に調整を行う仕組みを設けます。</p> <p>ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもについては、保育の必要性の認定を行う際に「優先利用」の認定を行い、優先的に施設と契約を結んでいただけるようにします。</p> <p>「優先利用」の認定を受けた子どもや障害児等の特別な支援が必要な子どもについては、市町村が利用可能な施設・事業者のあっせん、利用の要請を行います。</p>
Q9	新制度では、利用者負担が定率・応益負担となり、負担が増えませんか。また、保育の必要量を認定する仕組みになるそうですが、短時間利用、長時間利用などが設けられると、細切れ保育となって、保護者の負担増や低所得者の排除につながるのではないのでしょうか。	<p>新制度の利用者負担については、①現行制度の水準を基本として、②所得階層区分ごと、利用時間の長短の区分ごとに定額・応能の負担を設定することを基本としていますので、定率・応益負担にはなりません。</p> <p>また、利用時間の区分も細切れではなく長時間・短時間の括りなものとし、延長保育事業も従来と同様に実施されることとなります。</p>
Q10	新制度では、株式会社の参入を促進して、福祉である保育を産業化しようとしているのではないのでしょうか。また、株式会社の参入により、保育の質が低下するのではないのでしょうか。	<p>新制度でも、保育について、児童福祉としての位置付けをきちんと残します。</p> <p>現在も株式会社による認可保育所の経営は可能ですが、新制度では、社会福祉法人と学校法人以外の者には、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求めます。</p> <p>また、施設の職員の常勤・非常勤、経験年数などの情報開示を徹底し、保護者の皆さんにとっても、どのように施設が運営されているのか、見える仕組みにします。</p> <p>なお、教育・保育に関する給付額は公定価格によって決められ、保護者負担の額も国が定める基準を踏まえ、各市町村が定めるので、価格競争による質の切り下げは発生しない仕組みとなっています。さらに、事業計画において定めた需要見込み量を超える場合、保育所の設置認可を行わないことにより、需給調整を行うことが可能な仕組みとなっており、過当競争は生じません。</p>



Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
Q11	幼稚園はこれまで、各園の建学の精神を生かした多様な教育を行ってきましたが、幼保一体化によって各園の特色はなくなってしまうのでしょうか。	新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものですが、教育内容についての創意工夫を妨げるものではありません。むしろ、長年培ってきたノウハウを活かしていただくことが重要と考えています。
Q12	厳しい労働環境にある現場の教員・保育者等の処遇改善や、最低基準の改善は図られるのでしょうか。	認定こども園等でより良い学校教育・保育を行うためには、職員配置基準の改善や教員・保育者等を確保することなどが重要であり、質の向上について、恒久的な財源とあわせてしっかりとした仕組みを検討していきます。